

コンロを設置する場合の周囲の施工について

札幌市消防局

ガスや電気を使用するコンロと建築物等の部分及び可燃性の物品との離隔は、札幌市火災予防条例によりその距離が定められています。

一般住宅及び共同住宅等にコンロを設置する場合には、次により施工してください。

○ 建築物等の可燃性の部分及び可燃性の物品との離隔距離

● ガスを使用する場合

- ・ 上方 100cm (80cm)
- ・ 側方 15cm (0)
- ・ 前方 15cm (-)
- ・ 後方 15cm (0)

● IHを使用する場合 (4.8kW以下に限る)

- ・ 上方 100cm (80cm) 発熱体の外周から
- ・ 側方 2cm (0) 20cm (1口あたり2kWを超え3kW以下)
- ・ 前方 2cm (-) 15cm (1口あたり1kWを超え2kW以下)
- ・ 後方 2cm (0) 10cm (1口あたり1kW以下)

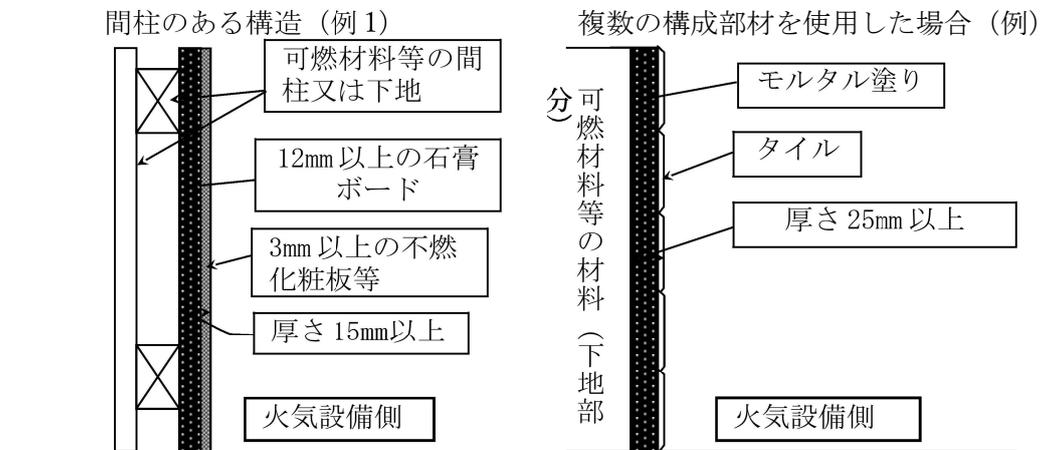
※ () 内は、「不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分」又は「防熱板」との離隔距離

※ (-) は、設備又は器具の構造、使用実態等から距離を定めないことを示す。

※ (一財)日本ガス機器検査協会の防火認定品又は、(一社)日本電機工業会の基準適合品は上記に関係なく、それぞれの仕様による。

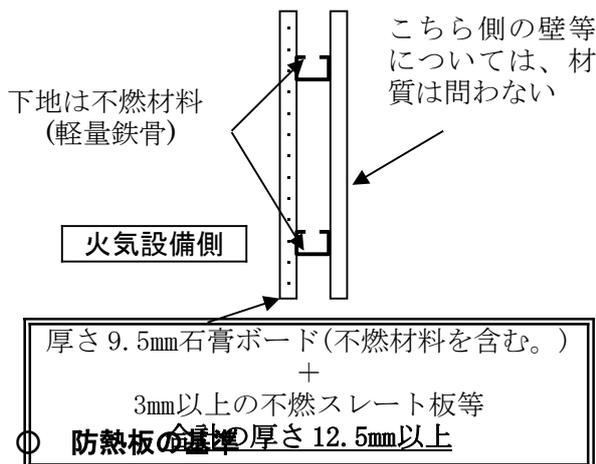
条例別表第3備考3の「不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分」に

該当する例

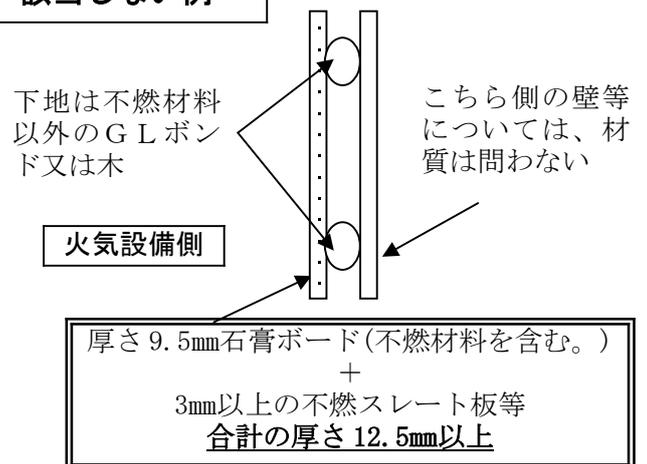


※ 可燃材料等には、可燃性の電気配線・配管や断熱材なども含む。

間柱のある構造 (例2)

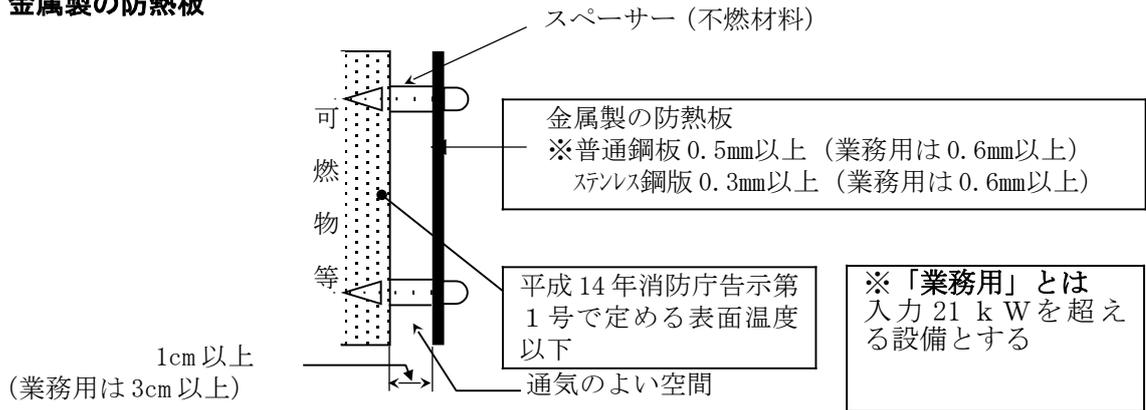


該当しない例

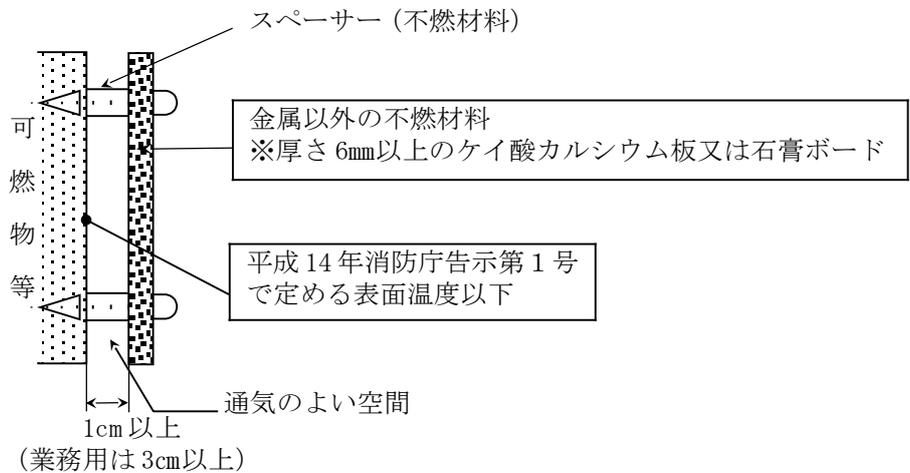


防熱板は、可燃性等の表面温度を平成 14 年消防庁告示第 1 号で定める温度以下とするために使用するものです。

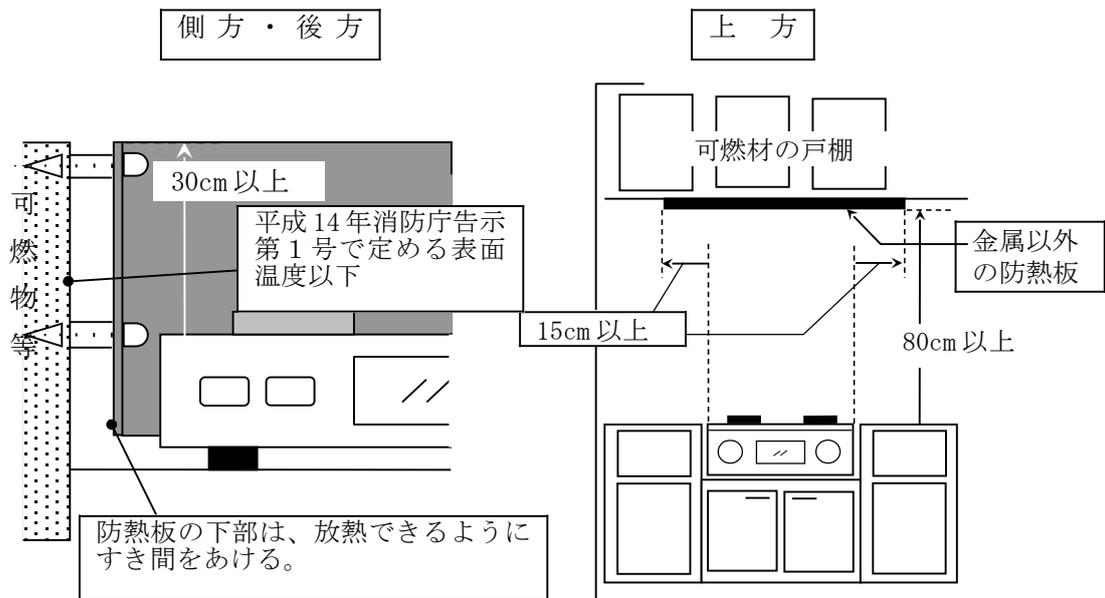
・ **金属製の防熱板**



・ **金属以外の不燃材料による防熱板**



コンロの防熱板の設置例



※業務用防熱板の高さについては、メーカー又は第三者機関において安全性が確認された高さ。

注：この図は、換気については、考慮していない。

【お問合せ先：予防部予防課防火安全係 011-215-2040】